

地方独立行政法人長崎市立病院機構料金等に関する規程

平成24年4月1日

規程第58号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長崎市立病院機構中期計画（以下「中期計画」という。）第10の料金に関する事項の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）の料金等について、必要な事項を定めるものとする。

(非紹介患者初診及び再診加算料)

第2条 中期計画第10の1の(4)に規定する非紹介患者初診及び再診加算料の額は、別表第1のとおりとする。

(個室使用料)

第3条 中期計画第10の1の(5)に規定する個室使用料（患者の希望により使用する場合に限る。）の額は、別表第2のとおりとする。

(分娩料)

第4条 中期計画第10の1の(7)に規定する分娩料の額は、別表第3のとおりとする。

(その他料金)

第5条 中期計画第10の1の(9)に規定する理事長が別に定める額は、別表第4のとおりとする。

(手数料の額)

第6条 中期計画第10の別表3に規定する手数料のうち診断書料と証明書料の種別ごとの額は、別表第5のとおりとする。

(料金の納期)

第7条 料金は、納入通知書の発行の際に納入しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるとときは、延納させ、又は分納させることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、入院患者の料金の計算期間及び納期は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、患者が退院し、又は死亡した場合における料金の計算期間は、前の計算期間の翌日から退院又は死亡の日までとし、納期は、当該退院又は死亡の日までとする。

料金の計算期間	納期
1日からその月の末日まで	その月の翌月の15日

(料金の減免)

第8条 中期計画第10の3に規定する特別の理由は、次のとおりとする。

- (1) 災害などにより、料金を支払うことが著しく困難と認められるとき。
- (2) その他特別な事情があると認めたとき。

(利用の申込み)

第9条 長崎みなとメディカルセンター（以下「本院」という。）を利用するしようとする者は、その旨を理事長に申し込まなければならぬ。

(利用の制限)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、本院の利用を拒絶することができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 本院の秩序をみだすと認められる者

(利用の取消し等)

第11条 理事長は、入院患者が次の各号のいずれかに該当するときは、退院を命じ、又は診療を中止することができる。

- (1) 入院の必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 料金を納入しなかったとき。
- (3) 本院の諸規程等に違反したとき。

(適用除外)

第12条 前3条の規定は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第117号)に定める一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症の患者(同法第8条の規定により一類感染症又は二類感染症の患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見がある者については、適用しない。

(損害賠償)

第13条 本院の建物又は附属設備を汚損し、き損し、又は滅失させた者は、理事長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(施設の使用料)

第14条 前条に規定するもののほか、法人が管理する固定資産を貸し付ける場合における使用料については、理事長が別に定める。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月31日規程第14号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月20日規程第44号）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月27日規程第14号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正前の第12条を削る改正規程は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（平成30年3月8日規程第3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規程第7号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月12日規程第23号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月26日規程第36号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年1月10日規程第15号）

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則（令和7年1月31日規程第16号）

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種 別		単位	金 額
非紹介患者加算料（選定療養費） 初診時	医科	1回	7, 000円
	歯科	1回	5, 000円
非紹介患者加算料（選定療養費） 再診時	医科	1回	3, 000円
	歯科	1回	1, 900円

備考 上記に定める額は、消費税（地方消費税を含む。）抜きの額である。

別表第2（第3条関係）

区分	単位	金額
準個室（4床室）	1日	2,000円を上限として理事長が定める額
一般個室	1日	8,000円
特別個室	1日	24,000円

備考

- 1 「準個室」とは次に定める要件を満たす病室をいう。
- (1) 病床数が4床以下であること
 - (2) 病室の面積は1人当たり6.4平方メートル以上であること
 - (3) 病床ごとのプライバシーの確保を図るための設備を備えていること
 - (4) 次の設備を有すること
 - ア 個人用の私物の収納
 - イ 個人用の照明
 - ウ 小机等及び椅子
- 2 上記に定める額は、消費税（地方消費税を含む。）抜きの額である。

別表第3（第4条関係）

区分		単位	金額
帝王切開の場合		1胎	180,000円
通常分娩の場合	平日	時間内	1胎 250,000円
		時間外	1胎 300,000円
		深夜	1胎 300,000円
休日		1胎	300,000円
帝王切開及び 通常分娩以外の 場合	平日	時間内	1胎 160,000円
		時間外	1胎 192,000円
		深夜	1胎 224,000円
	休日	1胎	224,000円

備考

- 1 「通常分娩」とは、中期計画第10料金に関する事項1(1)の規定により算定される療養、医療等を伴わない分娩をいう。
- 2 「時間内」とは、午前8時から午後6時までをいう。
- 3 「時間外」とは、備考2及び備考4に掲げる時間帯以外の時間帯をいう。
- 4 「深夜」とは、午後10時から午前6時までをいう。
- 5 「休日」とは、次に定める日をいう。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 6 分娩料の場合の区分の決定は、出産時刻の属する時間帯による。

7 多胎の分娩をする場合の2胎目以降の分娩料は、1胎につき左欄の区

分に応じ定める金額に2分の1を乗じて得た額とする。

8 上記に定める額は非課税の額である。

別表第4（第5条関係）

種 別	単位	金 額
新生児世話料	1 日	(※1) 2,420円
セカンドオピニオン提供料	1 回	10,000円
生命保険・損害保険面談料	1 回	5,000円
先天性代謝異常検査料	1 回	2,546円
産褥食	1 食	(※1) 130円
病衣（ねまき）貸与（入院）	1 日	100円
病衣（ねまき）貸与（外来）		260円
病衣（ねまき）貸与（小児）		260円
新生児服貸与	1 日	(※1) 65円
紙オムツ 大人用	1 枚	100円
紙オムツ用パッド	1 枚	38円
紙オムツ 小児用	1 枚	35円
アンギオショーツ	1 枚	73円
導尿パック	1 個	278円
ウリナール	1 個	2,730円
サンダル	1 個	2,054円
バストバンド	1 個	1,044円
レッグバッグ	1 個	1,115円
三角巾	1 枚	260円
弾性ストッキング	1 足	530円
病衣（エンゼル寝間着）	1 枚	1,716円
病衣（ゆかた）	1 枚	2,561円
アンプタボックス（切断肢納棺用）	1 個	645円

付添い食	3 食	1, 911 円
付添い寝具	1 日	400 円
エンゼルボックス小	1 個	(※1) 1, 424 円
エンゼルボックス中・大	1 個	(※1) 3, 518 円
バルーンカテーテルプラグ	1 個	121 円
お産セット	1 個	(※1) 1, 911 円
分娩キット	1 個	(※1) 2, 496 円
臍帶箱	1 個	(※1) 299 円
胎盤処置料（出産）	1 回	(※1) 3, 000 円
胎盤処置料（出産以外）	1 回	(※1) 1, 000 円
予防接種ロタウイルス予防接種（ロタ テック内用液）	1 回	9, 124 円
予防接種（乾燥 BCG ワクチン）(BCG)	1 回	11, 710 円
予防接種（アクトヒブ）(インフルエン ザ)	1 回	8, 447 円
予防接種（インフルエンザ HA）(インフ ルエンザ)	1 回	5, 015 円
予防接種（おたふくかぜ生ワクチン） (おたふくかぜ)	1 回	6, 874 円
予防接種（ニューモバックス）(肺炎球 菌)	1 回	8, 694 円
予防接種（プレベナー20）(肺炎球菌)	1 回	12, 619 円
予防接種（バクニュバンス）(肺炎球菌)	1 回	13, 370 円
予防接種（エイムゲン）(A型肝炎)	1 回	9, 351 円
予防接種（ビームゲン）(B型肝炎)	1 回	6, 004 円

予防接種（DT ビック）（二種混合）	1回	5, 456円
予防接種（クアトロバック）（四種混合）	1回	11, 667円
予防接種（クイントバック）（五種混合）	1回	22, 990円
予防接種（生水痘ワクチン）（水痘）	1回	8, 460円
予防接種（生風しんワクチン）（風疹）	1回	6, 575円
予防接種（生麻しんワクチン）（麻疹）	1回	6, 575円
予防接種（ミールビック）（MR 混合）	1回	10, 150円
予防接種（アブリスボ）（RS ウイルス）	1回	30, 000円
予防接種（ガーダシル）（子宮頸がん）	1回	18, 860円
予防接種（シルガード）（子宮頸がん）	1回	30, 560円
予防接種（シングリックス）（帯状疱疹）	1回	24, 710円
予防接種（メンクアッドフィ）（4価髄膜炎菌）	1回	24, 710円
予防接種（ジェービック V）（日本脳炎）	1回	7, 485円
予防接種（イモバックスポリオ）（ポリオ）	1回	10, 150円
リンパ浮腫ケア料	1回	5, 000円
エンゼルケア料	1回	5, 000円
母乳外来	1回	3, 000円
母親学級	1回	1, 500円
本表に定めのないその他の料金の額は、理事長が別に定める。		

備考　（※1）の額は非課税の額であり、その他の額は消費税（地方消費税を含む。）抜きの額である。

別表第5（第6条関係）

種 別	単位	金 額	摘 要
普通診断書	1通	3, 000円	
特別診断書 特別に定めるもの	1通	7, 000円	意見書を含む。
	1通	5, 000円	
普通死亡診断書	1通	3, 000円	
特別死亡診断書	1通	5, 000円	死体(胎)検案書等を含む。
健康診断書	1通	3, 000円	
普通証明書	1通	1, 000円	
特別証明書	1通	2, 000円	

備考 上記に定める額は、消費税（地方消費税を含む。）抜きの額である。